官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件（国家公安委二五）　一
〔その他告示〕
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一三九三～一四〇二）　二
○豊川用水二期事業に関する事業実施計画の変更を認可した件（農林水産・経済産業・国土交通四）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一三〇）　四
○船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（国土交通八七〇）　四
○船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件（同八七一、八七四）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（同八七二）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（同八七三）
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同八七五）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一九四、一九五）　七
○道路に関する件（北海道開発局七九、八〇）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　復興庁　法務省　七
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（三重労働局最低賃金公示一）　八
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（山口県公安委告示配二）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分、証票無効　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　八
会社その他　八

法規的告示

○国家公安委員会告示第三十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを次のように定める。

令和七年九月十一日

国家公安委員会委員長事務代理　国務大臣　鈴木　馨祐

道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものは、次のいずれかに掲げる書類とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印（入管法第九条第一項に規定する上陸許可の証印をいう。第三号において同じ。）をされた書類

二　在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。次号において同じ。）

三　日本国領事官等（入管法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を受け、及び上陸許可の証印（在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格が表示されているものに限る。）をされた書類

四　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第九条第三項(a)に掲げる身分証明書

附　則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。